

平成30年度昭和村「夢見る若者応援事業」募集要項

(平成30年10月5日)

1 事業の目的

本村では第5次昭和村振興計画を策定し、**若者の人口流出を食い止め**、魅力ある地域の創造により**他地域からの移住者確保**に向け、若者をはじめ**地域住民の主体的な活動と行政との協働による村づくり**を推進している。

こうしたことから、**村として次代の中心となる若者が自分たちの望む「ふるさと」を自分たちの力で実現するための取組を支援**することにより、地域の魅力を再認識することを促進するとともに、「ふるさと」で暮らしたい、昭和村に住んでみたいと思う人を増やすことで、定住・移住の促進につながるものである。

2 応募団体の資格

次に掲げる要件の全てを満たす団体とします。法人格の有無は問いません。

- (1) 応募時点で、福島県昭和村に住む、昭和村をこよなく愛する者で16歳以上45歳までの者（以下「若者」という。）2名以上で構成する団体であること。
- (2) 応募時点で、団体の構成員の過半数が若者であること。また、構成員に20歳以上の者が1名以上含まれていること。（構成員に、昭和村出身者及び他市町村の協力者を含めることも可能）
- (3) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）及び構成員の名簿を整備・所持していること
- (4) 村税その他租税を滞納していないこと
- (5) 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと
- (6) 団体の役員が次に該当しないこと
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 破産者で復権を得ないもの
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満のもの

3 募集する事業

- (1) 申請者のテーマによって実施する、地域の元気を創出し、地域や昭和村全体の活性化につながる取り組みであること
- (2) 若者ならではの独創性、先進性のある自発的な企画による取り組みであること
- (3) 地域の課題解決や、地域の元気創出に効果があること
- (4) 将来に向けて、自立性と継続性を持った事業展開が期待できる取り組みであること

※次に該当する事業は応募できません。

- ① 個人の営利を目的とする事業
- ② 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- ③ 政治、宗教に関わる事業
- ④ 従来から行われている事業をそのまま実施する事業
- ⑤ 法令等に違反する事業

4 事業実施期間

- (1) 平成27年度～平成36年度（10年間）

(2) 採択決定日から、最低2年以上の取り組みを原則とする。

5 補助金の額

(1) 平成30年度予算総額：300万円

(2) 補助金額：定額（予算の範囲内での執行となるため、採択された場合でも、企画提案のあった事業費の全てを補助できない場合があります。）

※補助金の額は、次の①に規定する補助対象経費の合計額から、②に規定する参加料収入など補助事業によって得た収入を除いた額以内の額とします。

※提出された収支予算書については、内容の補正をお願いする場合があります。

①補助対象経費

事業実施に直接要する次の経費（主なもの）

区 分	内 容	
謝 金	講師招へい等に係る謝礼	
旅 費	グループ構成員の交通費、連携団体、外部講師等の交通費・宿泊費	
印刷製本費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷経費	
消 耗 品 材料購入費	材料・消耗品（単価3万円未満の物品）等の購入費	
通信運搬費	電話代、郵送料等	
委 託 費	専門機関への調査委託	
保 険 料	ボランティア保険等	
使 用 料	施設等の使用料、機器のリース・レンタル料	
施設整備費	事業実施に必要な施設等の整備・改修費	当該経費の支出が事業の趣旨に合致し、整備や購入が真に必要な不可欠であり、事業終了後の取り扱いが明らか、かつ確実なもの。
備品購入費	備品（単価3万円以上の物品）購入費 （10万円以上の物品は要協議）	
広 告 費	事業実施に必要な周知を新聞・折り込み広告等で実施した場合の経費 ただし、活動内容の広告・周知を主たる目的とした補助事業は認められません。	
負 担 金	団体が補助事業の実施を目的に、他主催の催事・イベントに参加する際に必要な参加料等の経費。団体構成員が事業実施に際し必要な研修等を受ける場合の経費。	

②補助事業による収入

参加料収入や、補助金で作成する印刷物の頒布収入など、事業実施による収入

6 応募方法

提出書類に必要事項を記入のうえ、昭和村総務課総務企画係まで送付又は持参ください。

また、電子メールでの受付は行いませんので注意してください。

(1) 募集期間

平成30年10月 5日（金）～11月16日（金）17時まで

（持参・メール便等による送付の場合は当日必着。日本郵便による郵送の場合のみ当日消印有効）

(2) 提出書類

本事業に応募する団体は、次の書類を1簿作成し提出してください。

①企画提案書（様式第1号）

②事業計画書（様式第2号）

③収支予算書（様式第3号）

④執行計画書（様式第4号）

⑤添付書類

ア 団体の定款・規約・会則等

イ 最新の構成員名簿（年齢を記載したもの）

ウ その他参考となる資料（団体を紹介した記事など）※A4版片面3枚まで

※応募に係る経費は全て応募者の負担とします。また、提出された書類は、理由のいかんに関わらず返却いたしません。

※提出書類の様式は福島県昭和村ホームページからダウンロードすることができます。

(3) 提出データ

プレゼンテーションでは、企画提案書のほかに、パワーポイントを使用して説明することが可能です。データについてはプレゼン当日持参してください。

7 審査方法

(1) 審査機関

本審査前に、実施する村における書面審査を行い、プレゼンテーションによる本審査を経て、補助団体・補助事業及び補助金額を決定します。

(2) 書面審査【昭和村総務課】

書面審査は、11月16日（金）まで提出のあった事業提案書類により実施します。

書面審査の結果については、事業提案のあったすべての団体にお知らせします。

(3) 本審査【プレゼンテーション・審査委員会】

①日 時 申込のあった団体へ別途連絡します。

②会 場 役場 2階議場

③内 容 1団体あたりのプレゼンテーション時間

発表15分以内 + 審査委員からの質疑応答

④結果発表 後日、全団体に審査結果を通知します。

※プレゼンテーションへの欠席は認められません。

(4) 審査のポイント

書面審査

1. 企画提案書について、事業提案自体が募集要項に則したものであるかどうか。

①グループが事業提案できる要件をみたしているかどうか。

②募集要項で禁じられている事業内容に該当しないかどうか。

2. 事業計画書・収支予算書について、事業実現性に乏しい内容となっていないかどうか。

①前年度まで自団体で実施してきた事業の場合、同じ内容でもより高い効果を得られるかどうか。単なる既存事業の財源付け替えとなっていないか。

②事業期間内に事業を完了することができるかどうか。

③事業予算内で事業実施を実施し完了することができるかどうか。

プレゼンテーション・本審査

1. 事業目的について

①事業内容は地域の元気を創出する内容となっているか。

2. 事業内容について

- ①事業の内容、手法等について、若者ならではの独創性や先進性があるか。
- ②計画を実現できる体制があるか。提案された事業手法・スケジュール等を実現可能なものか。
- ③事業内容を効果的に発信・周知する手法が講じられているか。

3. 事業効果及び目標について

- ①事業による効果は地域の元気創出（地域活性化）や、地域の課題解決に資するものか。目標と将来展望は具体的かつ実現可能なものか。
- ②2年目以降の提案事業の場合、前年度事業実施状況について評価分析され、かつ今年度事業提案に反映されているか。

4. 収支予算について

- ①事業に要する費用の見積は、過大あるいは過小ではないか。

(5) 事業の複数年度にわたる申請について

- ①実施する事業を定着させ、効果を生むために2年以上の取り組みを対象とすることから、同一団体による同じ内容での申請を本事業修了年度（平成36年度）まで可能とします。
ただし、毎年審査を行いますので、必ず補助を受けられるとは限りません。
- ②2年目以降は、補助金による収入以外に事業の実施に伴う事業収入、または民間団体等からの助成による（行政からの補助金以外）自力での収入を得ることを推奨条件とします。
(必須ではありません。)

8 助成事業の流れ

- (1) 企画提案書の提出 平成30年10月 5日（金）～11月16日（金）まで
(郵送の場合のみ当日消印有効)
- (2) 審査 ①11月20日まで 書類審査
②プレゼンテーションによる本審査 ※申請者へ別途連絡いたします。
会場：役場 2階議場
- (3) 採択決定 11月末予定
◎採択決定日以降から事業を開始することができます。
採択決定後、交付予定額をお知らせします。
- (4) 交付申請書提出 12月上旬締切
- (5) 交付決定 12月上旬（予定）
- (6) 事業実施 交付決定～平成31年3月末まで（事業計画に基づき事業を実施）
◎補助金の一部概算払いを行えます。

(7) 実績報告書提出 事業完了後30日以内又は平成31年4月12日のいずれか早い日までに
実績報告書を提出

(8) 補助金の確定 実績報告書の審査及び完了検査終了後、補助金の額の確定を行います。
(補助金額の確定後、補助金の精算払いを行います。)

※交付申請の際、プレゼンテーションにおける提案事業内容に対し大幅な変更があった場合、あるいは交付申請額が提案事業内容、事業目的の達成、実施計画に対し著しく過大と認められる場合は、交付予定額以下の金額で交付決定が行われる事があります。(大幅な変更：イベントの回数減、事業額の3割を超える増減、事業計画と関係のない内容の事業実施)

9 留意事項等

(1) 情報公開への同意

提案があった事業の概要、団体名、代表者名及び審査結果については、昭和村ホームページより公表します。

(2) 助成を受けた団体の義務

- ①別に定める昭和村の補助交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務を負います。
- ②昭和村の主催する「夢見る若者応援事業 報告会」において、事業報告をしていただきます。
- ③「昭和村 夢見る若者応援事業」の周知、広報について、事業実施機関内及び事業終了後について協力をいただきます。

(周知広報の例)

ア 報道機関等に対する情報提供

イ 広報しょうわでの事業実施紹介

ウ 事業を紹介する新聞、テレビ・ラジオ番組、出版物について、報道機関から依頼があった場合の出演・原稿執筆

(3) 書類提出先・問い合わせ先

〒968-0103 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652

昭和村 総務課 総務企画係

Tel 0241-57-2111

fax 0241-57-3044

Email soumukikaku@vill.showa.fukushima.jp